

盛岡市改良住宅条例等の一部を改正する条例について

平成 20 年 6 月 2 日  
建 設 部

1 改正の趣旨

公営住宅においては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による家賃滞納、不法占拠、傷害事件その他の不法行為等が多数発生していることから、国土交通省からの暴力団排除についての通知に基づき、全国的に条例改正等の措置が進められている。

盛岡市としても、市営住宅等から暴力団員を排除し、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を守り、また、公営住宅制度に対する市民の信頼を確保するため、市営住宅等の入居者の要件に暴力団員でないことを加えるほか必要な規定を整備しようとするものである。

2 改正する条例

- (1) 盛岡市改良住宅条例
- (2) 盛岡市市営住宅条例
- (3) 盛岡市コミュニティ住宅条例

3 改正の内容

- (1) 新規に入居させる者については、暴力団員でないことを入居する場合の要件とする（改良住宅及びコミュニティ住宅においては、従前居住者対策として入居させる者を除く。）。
- (2) 入居者が暴力団員を同居させようとするときは、同居の承認をしないものとする。
- (3) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居しており、引き続き居住しようとする者が暴力団員であるときは、入居の承継を承認しないものとする。
- (4) 入居者又はその同居者が暴力団員であるときは、市長は市営住宅の明渡しを請求できるものとし、請求した日の翌日から明渡しを行う日までの期間、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍（コミュニティ住宅においては、家賃の 2 倍）に相当する額を請求できるものとする（改良住宅及びコミュニティ住宅においては、従前居住者対策として入居させた者を除く。）。
- (5) 新規に入居させる場合、同居を承認する場合又は入居の承継の承認をする場合には、市が保有する個人情報を岩手県警察本部長へ提供し、その意見を聴くことができるものとする。

- 4 パブリックコメント実施結果（期間：平成 20 年 3 月 17 日から同年 4 月 7 日まで）  
受付意見数 0 件

5 施行期日

平成 20 年 7 月 1 日